

これは正本である。一

平成15年10月8日

東京地方裁判所民事第25部

裁判所書記官 富澤英美子



平成12年(ワ)第8985号 損害賠償請求事件

決 定

東京都調布市国領町

原 告 m r k o n o

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

上 記 代 表 者 知 事 石 原 慎 太 郎

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「追加判決請求の申立」と題する書面のとおりであり、その要旨は、当裁判所が標記事件につき平成12年10月27日に言い渡した判決（以下「本判決」という。）には裁判の脱漏があるから追加判決を求めるというものである。

2 当裁判所の判断

そこで、一件記録に基づいて検討するに、標記事件は、以前に原告が被告に対して提起した損害賠償請求訴訟において、被告が証拠を偽造又は変造したために原告の請求が棄却されたと主張して、原告が国家賠償法1条1項及び不法行為（使用者責任）に基づいて損害賠償の請求をした事案であるところ、原告は、要旨、原告が警視庁葛西警察署に送付した封筒（以下「本件封筒」という。）に貼付されている証拠及び本件封筒に押印されている通信日付印の印影を前訴の被告指定代理人が偽造した上で本件封筒を証拠として提出したと主張し、上記指定代理人の行為を不法行為であるとして損害賠償の請求をし、本判決は、原告の請求の当否について、「本件全証拠を精査しても、右証拠及び通信日付印が偽造又は変造された旨の原告の主張を認めるに足りる証拠はない」と判断を

していることが認められる。他方、原告は、同事件において、「平成5年12月14日になって葛西署に三通の診断書が送られてきた」こと、「写し（コピー）一通と原告二通が社会通念上三通の診断書といえるか否か」などということをして不法行為の原因事実としては全く主張していないことが認められる。

したがって、本判決に判決の脱漏がないことは明らかであり、本件につき追加判決をする余地はない。

3 なお、本件のように判決に脱漏のないことが明らかである場合、判決の確定により既に訴訟は終了していること、判決の脱漏の有無の判断のために更に審理をする必要もないことにかんがみ、決定をもって判断を示せば足りると解される。

4 以上のとおり、原告の本件申立ては理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成15年10月6日

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 藤 下 健

裁判官 小 池 晴 彦

裁判官 葛 西 功 洋